

概要

令和7年6月に成立した改正給特法に基づき、サービスを監督する教育委員会は、文部科学大臣が定める指針に即して「業務量管理・健康確保 措置実施計画」を定めることとされたことを受け、**県立学校教職員の働き方改革の更なる促進に向けて県教育委員会の実施する取組に関する計画を策定するもの。**

【計画の目的や基本的観点】

教職員の「働きやすさ」と「働きがい」を両立し、こどもたちによりよい教育を行うため、県と市町村の教育委員会や教育に関わる関係団体等が一体となって、家庭や地域の理解と協力を得ながら、学校及び教職員の勤務環境の改善など、「働き方改革」をさらに進めていく。

【計画の期間】

令和8年度から令和11年度までの4年間

※ただし、計画の進捗状況等を踏まえ、適宜見直しを行う。

目標

①時間外在校等時間に関する目標

- ✓ 1 箇月時間外在校等時間が45時間以下の教職員の割合
R6年度 73.9% → R11年度までに**100%**
- ✓ 1 年間における教職員の1 箇月時間外在校等時間の平均時間
R6年度 32.1時間 → R11年度まで平均で**30時間程度**
- ✓ 1 年間における時間外在校等時間が360時間以下の教職員の割合
R6年度 56.0% → R11年度までに**100%**

②「校務の効率化に向けた点検シート」を活用した指標の設定

- ✓ 達成できた学校の割合が100%である項目数を全項目にする

③ ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ✓ 1 年間の年次有給休暇の平均取得日数
R6年度 13.2日 → R11年度までに**15日**
- ✓ ストレスチェックにおける「働きがい」の値 等

【計画の内容】

1 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直しや適正化等

- ・保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等への支援
- ・部活動の適正化、地域連携・地域移行の推進
- ・ICTの活用による校務の効率化、事務負担軽減
- ・支援スタッフや専門スタッフの配置、外部人材の活用 等

現行の取組を
整理かつ具体化

※「業務の3分類」

- ① 学校以外が担うべき業務 ② 教師以外が積極的に参画すべき業務
- ③ 教師の業務が負担軽減を促進すべき業務

2 学校における措置の推進

- ・教育課程の見直しや学校行事等の精選
- ・点検シートによる取組状況の確認 等

3 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- ・勤務間インターバルの確保 ・産業医による面接指導の実施
- ・年次有給休暇の取得促進 ・ストレスチェックの実施 等

4 今後のフォローアップ

- ・本計画の周知や組織マネジメントに関する研修の充実
- ・時間外在校等時間が45時間を超えた教職員が多い学校への指導・助言 等

【その他】

- ・現行の「教職員の働き方改革推進プラン」は本計画に統合。
- ・市町村立学校教職員については、各市町村教育委員会が策定する業務量管理・健康確保措置実施計画に基づき、教職員の働き方改革に資する取組が円滑かつ確実に実施されるよう、各市町村教育委員会に対し、必要な指導・助言を行う。

計画の取組状況については、県教育委員会HPで公表するとともに、定例の教育委員会や和歌山県総合教育会議で報告